

埼玉県川越比企地域医療構想調整会議地区部会委員の報償について（案）

（令和 5 年 1 月 日坂戸保健所長決裁）

（令和 5 年 1 月 日東松山保健所長了解事項）

埼玉県川越比企地域医療構想調整会議地区部会委員の報償については、埼玉県の予算の範囲内で支給する。

このため、埼玉県川越比企地域医療構想調整会議の委員に支給する報酬額に満たない場合や無報酬の場合もあり得る。